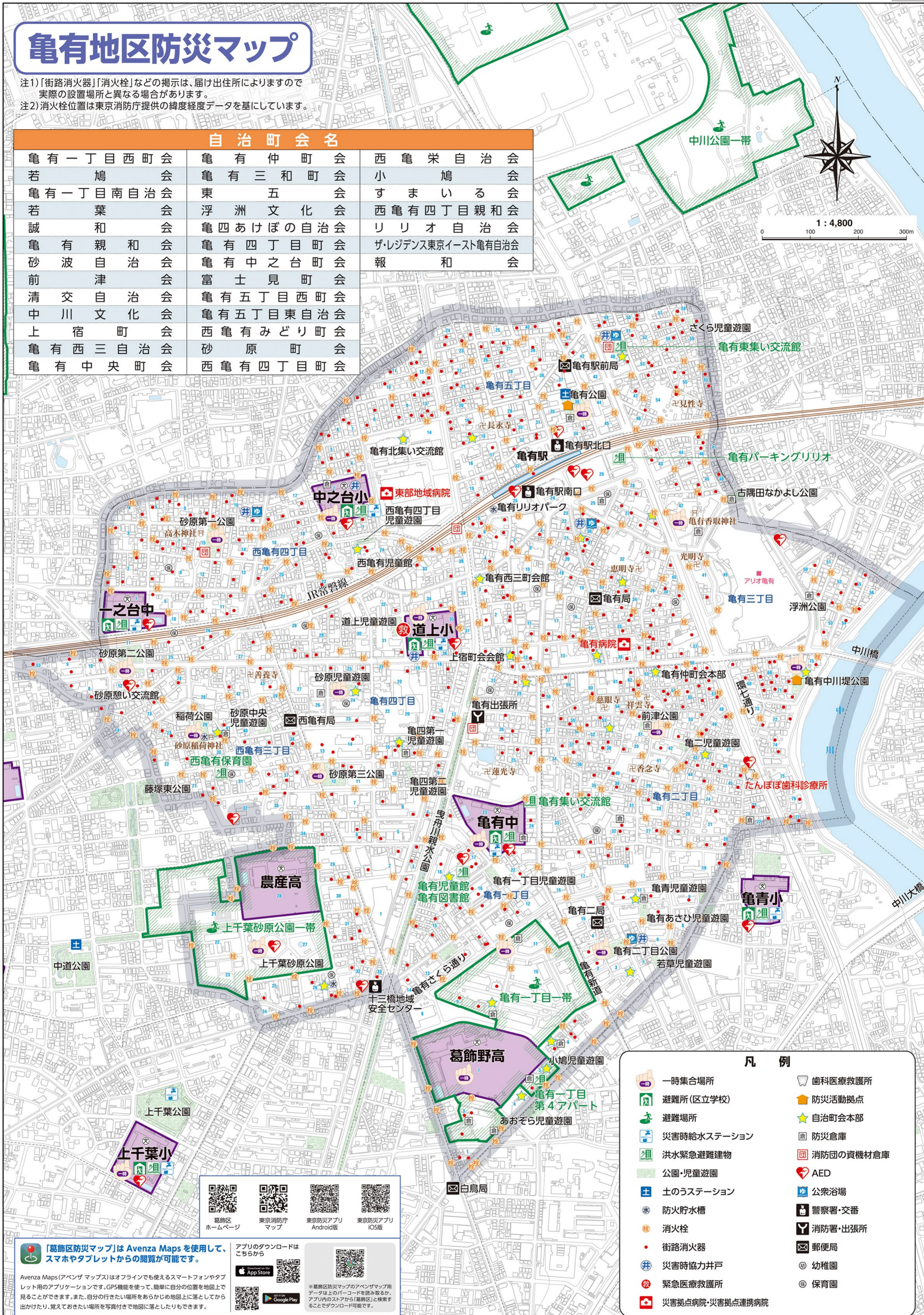


亀有地区防災マップ

注1)「街路消火器」「消火栓」などの掲示は、届け出住所によりますので実際の設置場所と異なる場合があります。
注2)消火栓位置は東京消防庁提供の緯度経度データを基にしています。

自治町会名

亀有一丁目西町会	亀有仲町会	西亀栄自治会
若鳩会	亀有三和町会	小鳩会
亀有一丁目南自治会	東五会	すまいる会
若葉会	浮洲文化会	西亀有四丁目親和会
誠和会	亀四あけぼの自治会	リリオ自治会
亀有親和会	亀有四丁目町会	ザ・レジデンス東京イースト亀有自治会
砂波自治会	亀有中之台町会	報和会
前津会	富士見町会	
清交自治会	亀有五丁目西町会	
中川文化会	亀有五丁目東自治会	
上宿町会	西亀有みどり町会	
亀有西三自治会	砂原町会	
亀有中央町会	西亀有四丁目町会	



凡例

- 一時集会所
- 避難所(区立学校)
- 避難場所
- 災害時給水ステーション
- 洪水緊急避難建物
- 公園・児童遊園
- 土のうステーション
- 防火貯水槽
- 消火栓
- 街路消火器
- 災害時協力井戸
- 緊急医療救護所
- 災害拠点病院・災害拠点連携病院
- 歯科医療救護所
- 防災活動拠点
- 自治町会本部
- 防災倉庫
- 消防団の資機材倉庫
- AED
- 公衆浴場
- 警察署・交番
- 消防署・出張所
- 郵便局
- 幼稚園
- 保育園



「葛飾区防災マップ」は Avenza Maps を使用して、スマホやタブレットからの閲覧が可能です。

Avenza Maps (アベンザ マップス) はオフラインでも使えるスマートフォンやタブレット用のアプリケーションです。GPS機能を使って、簡単に自分の位置を地図上で見ることができます。また、自分の行きたい場所をあらかじめ地図上に落としてから出かけた時、覚えておきたい場所を写真付きで地図に落としたりもできます。

アプリのダウンロードはこちらから

葛飾区 ホームページ

東京消防庁 マップ

東京防災アプリ Android版

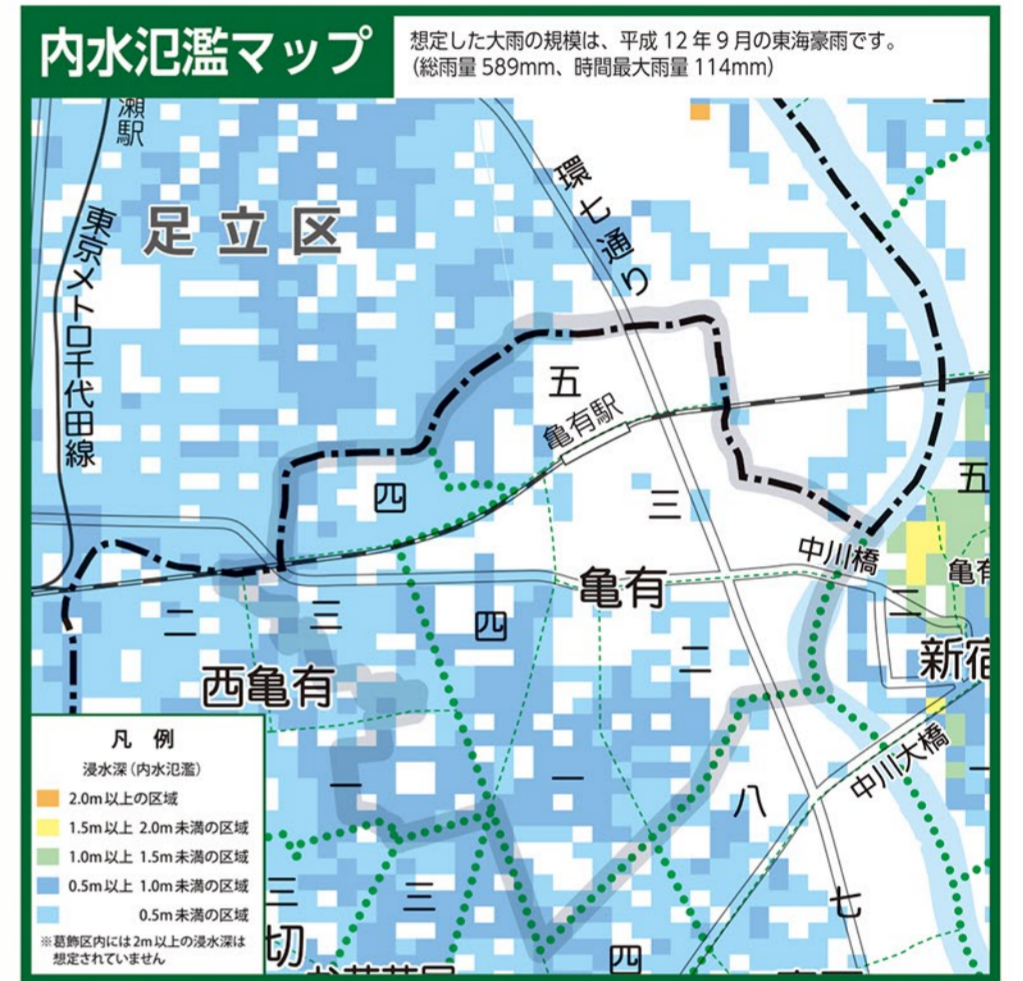
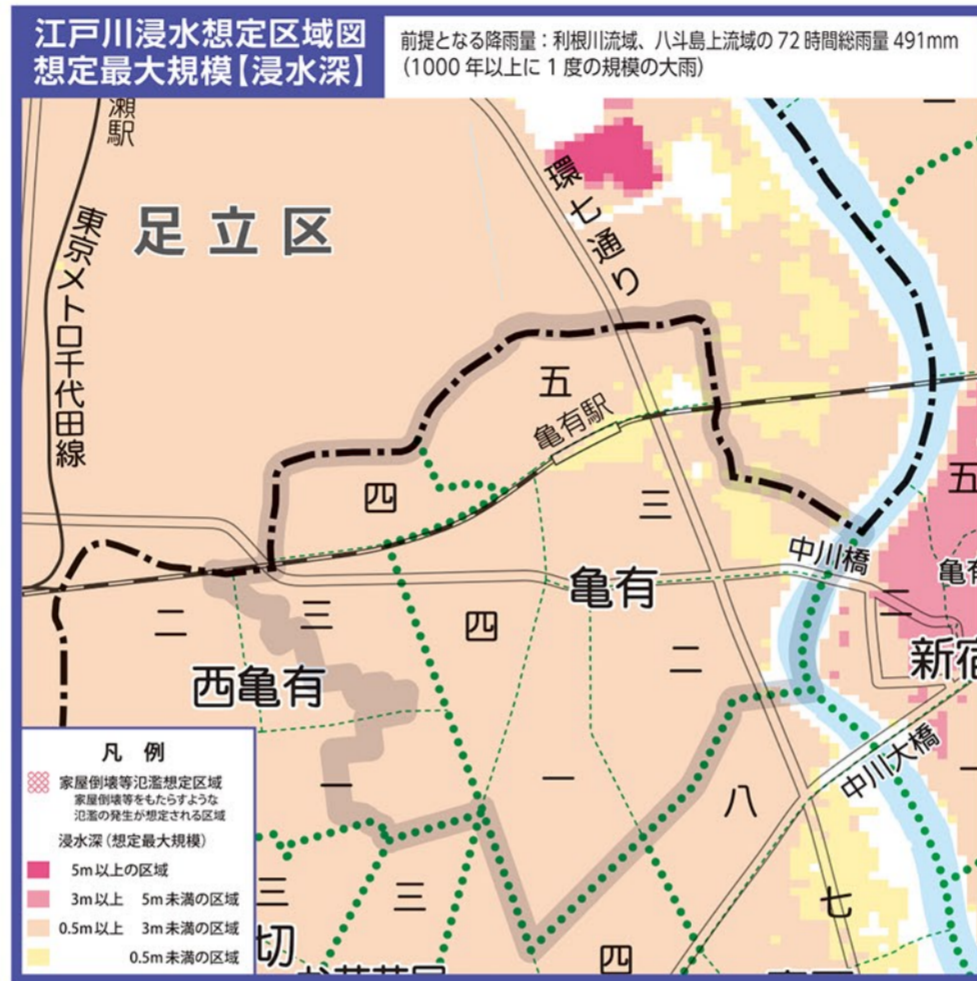
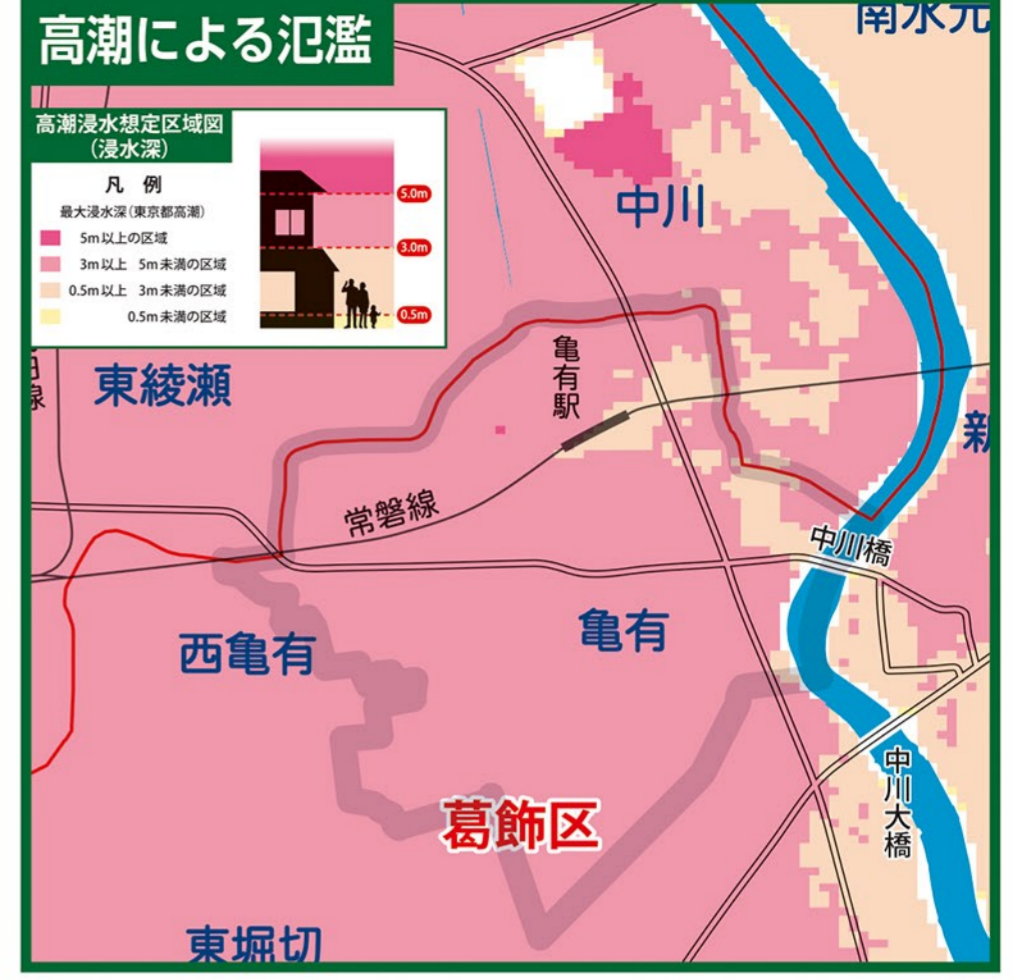
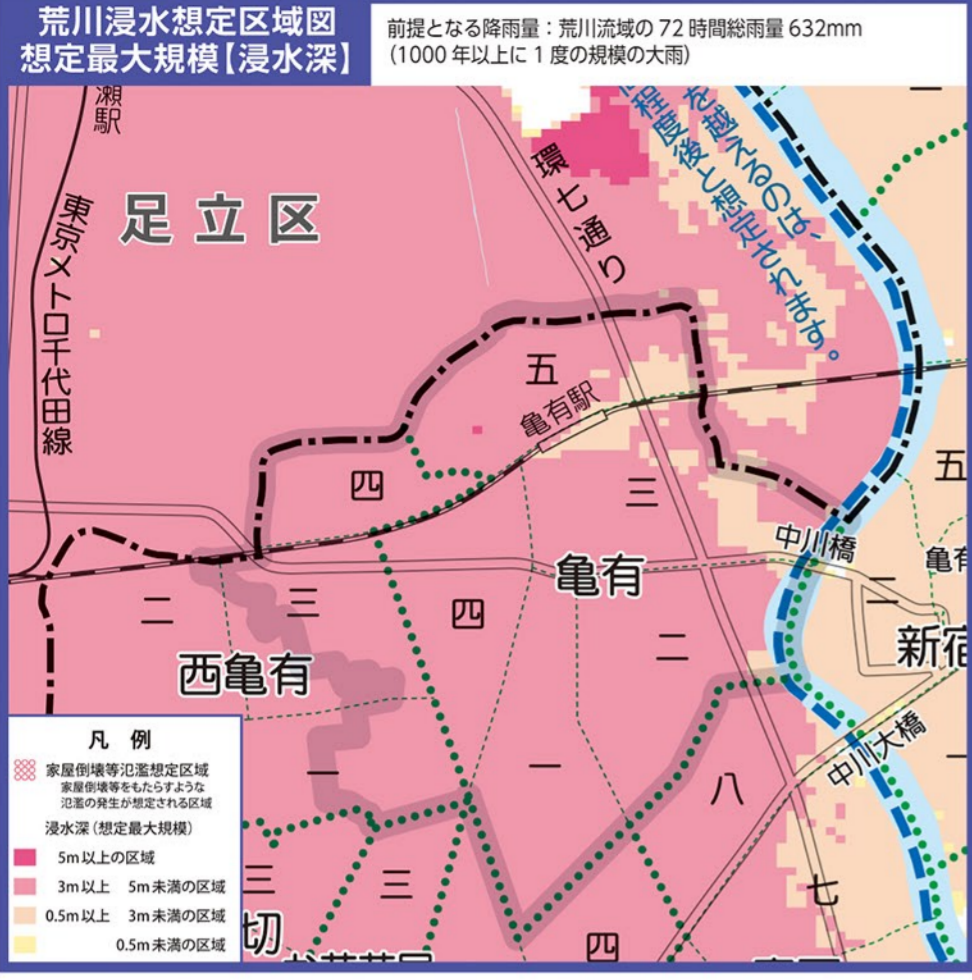
東京防災アプリ iOS版

※葛飾区防災マップのAvenzaマップ用データは上のQRコードを読み取るか、アプリ内のストアから「葛飾区」と検索することでダウンロード可能です。

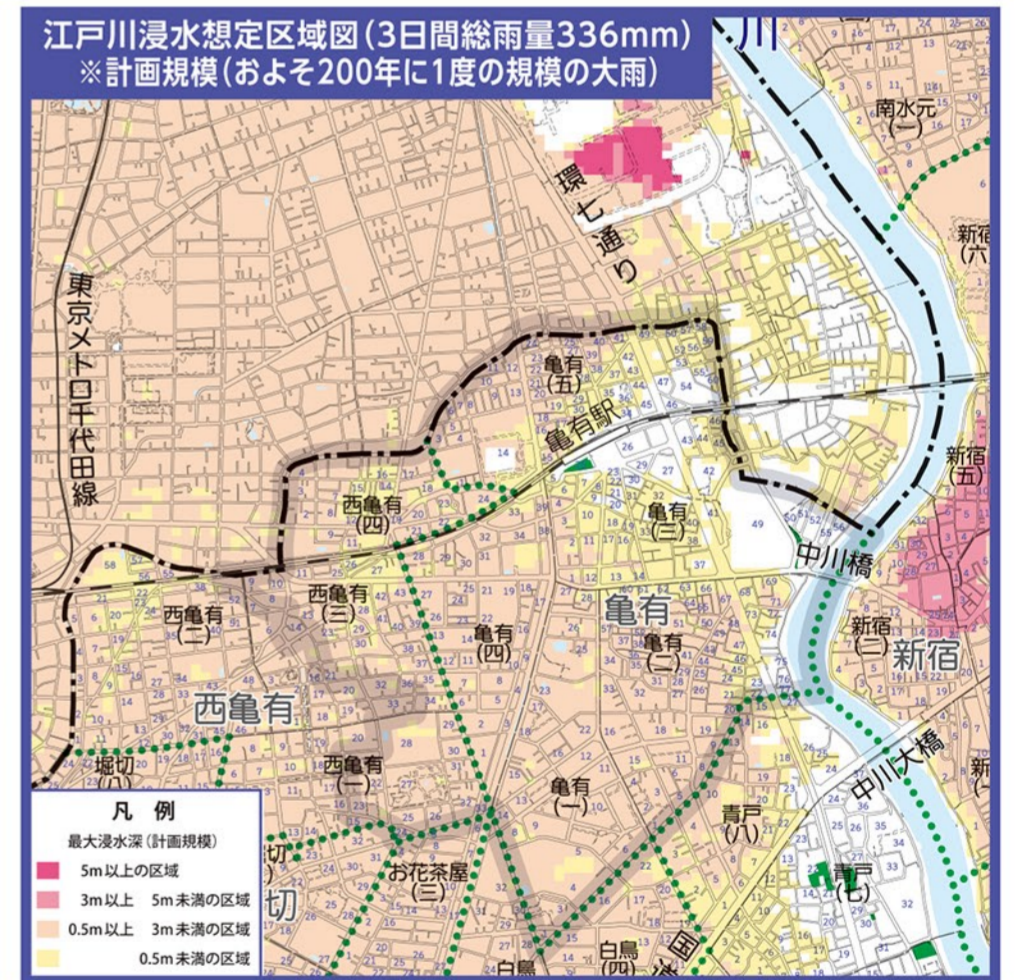
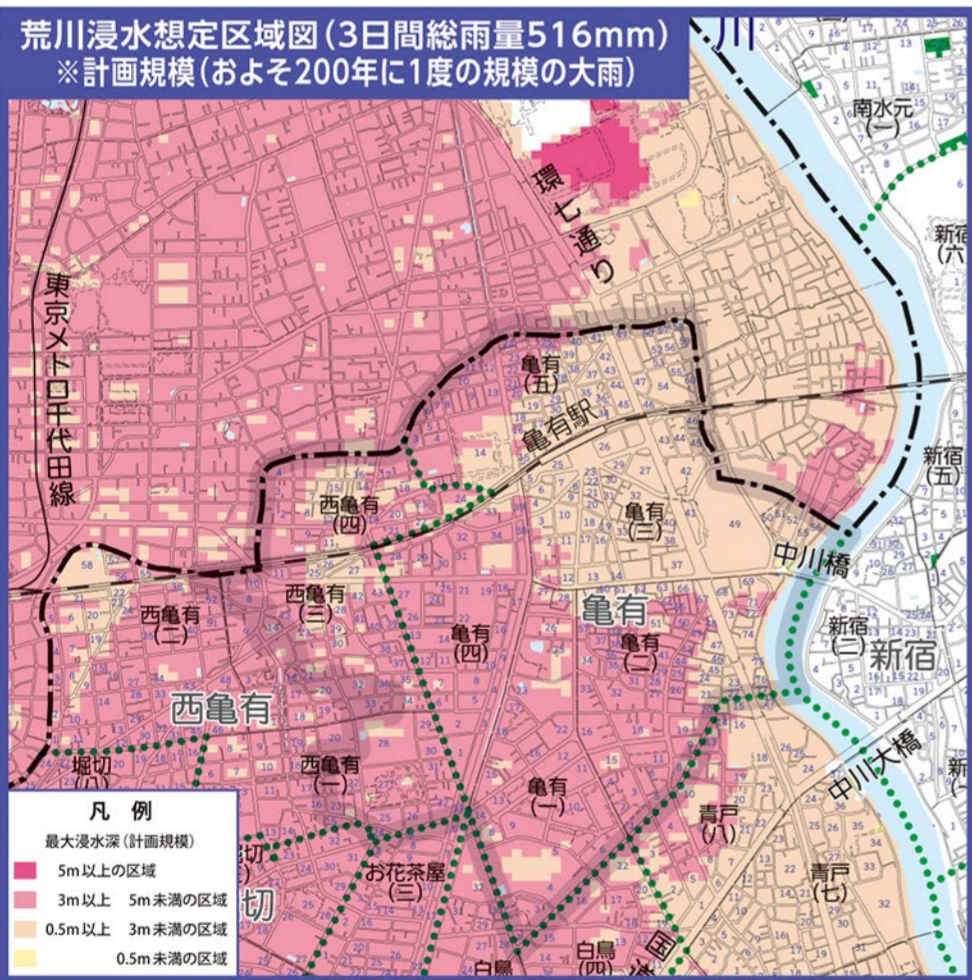
亀有地区(1000年以上に一度の規模の大雨)水害ハザードマップ

[平成26年の航空測量データを使用しています。]

(令和3年3月発行版)



亀有地区(200年に一度の規模の大雨)水害ハザードマップ



洪水時緊急避難建物(亀有地区)

洪水緊急避難建物一覧の表の見方

学校名 (体育館アリーナのある階)	所在地	荒川	中川	江戸川
1 南南小学校(1F)	奥戸3-5-1	●	○	○
2 上小松小学校(2F)	奥戸4-1-4	○	○	○
3 奥戸小学校(3F)	奥戸8-20-17	○	○	○

① 河川の洪水による氾濫が発生した場合の各洪水緊急避難建物の使用可能状況です。

凡例:

- 全ての階が使用可能
- ② 2階以上が使用可能
- ③ 3階以上が使用可能
- 2階以上が使用可能(体育館不可)
- 3階以上が使用可能(体育館不可)

この一覧表は計画規模(荒川・江戸川はおよそ200年に1度の規模の大雨、中川はおよそ100年に1度の規模の大雨)で想定される洪水の浸水深での使用可能状況です。

学校名 (体育館アリーナのある階)	所在地	使用可能階		
		荒川	中川	江戸川
1 亀有中学校(2F)	亀有1-23-1	②	②	②
2 道上小学校(別EV)(3F)	亀有4-35-1	②	②	②
3 中之台小学校(別EV)(1F)	亀有5-2-1	●	●	●
4 一之台中学校(B1F)	西亀有4-1-1	②	②	②
5 亀有一丁目第4アパート	亀有1-5-1	③	③	②
6 亀有図書館	亀有1-17-5	②	②	②
7 亀有集い交流館	亀有1-24-3	②	②	②
8 亀有パーキングリリオ	亀有3-26-3	②	②	○
9 亀有東集い交流館	亀有5-48-13	②	②	②
10 西亀有保育園	西亀有3-31-9	②	②	②
11 上千葉小学校(EV1F)	東堀切3-26-1	●	●	●
12 亀青小学校(3F)	青戸8-17-1	②	②	②

洪水緊急避難建物とは

区内のいずれの河川が氾濫しても、浸水しないフロアのある区施設を指定しています。必要に応じて開錠をするので、緊急時には夜間・休日でも利用できます。

※あくまで緊急的な避難施設です。区職員等が運営をする避難所とは異なる役割の施設です。浸水しない安全な地域の避難所や自主避難先への避難が、避難行動の原則です。

避難情報が発令されても、全ての洪水緊急避難建物が避難所として開設されるものではありません。

避難所は地区センターや小・中学校等を中心に開設されます。最新の避難所の開設状況は、区ホームページや区SNS、かつしかFM(78.9MHz)等でご確認ください。

